第5章

# ブロックチェーンの概要および 国内外の動向

本章では、ブロックチェーンがどういった技術なのかを解説し、種類や特徴、課題を 挙げたうえで、さまざまな応用事例を紹介する。

### 5-1:ブロックチェーンの定義

ブロックチェーンとは、仮想通貨「ビットコイン (Bitcoin)」を構成する中核技術の一 つであり、インターネットでつながった P2P (Peer to Peer:ピア・トゥー・ピア)ネットワーク の参加者同士が取引履歴を共有し、相互に監視することで、信頼性を担保し、データの 改ざんを防ぐ技術のことを指す。サトシ・ナカモト (Satoshi Nakamoto) と名乗る人物が 2008 年に発表した論文「Bitcoin: A Peer-to-Peer Electronic Cash System」が誕生 の発端として知られている。従来型の情報管理システムと比べると、「記録が公開されてい ること」、「中央集権的な管理者が不在であること」、「運営コストが低く、システムがダウン しないこと」などが特徴として挙げられる。

第三者機関が取引履歴を管理し、信頼性を担保

全ての取引履歴を皆で共有し、信頼性を担保



78

#### 出典:経済産業省「ブロックチェーン技術を利用したサービスに関する国内外動向調査報告書(概要)

第5章

いう。)において、現状のウォレット業務においては、ハッキング攻撃による仮想通貨の流出 リスク、ウォレット事業者の経営破綻リスク、マネーロンダリング・テロ資金供与に抵触する リスクなど、仮想通貨交換業と共通するリスクが存在するとの指摘がなされている。また、 研究会報告書において、業として、仮想通貨を管理し、顧客が指定する者に仮想通貨を 移転させるサービスを提供することで、支払・決済手段として実質的に機能していることか ら、決済に関連する金融サービスとして、規制対象とする必要があるとの意見もなされてい る。上記のリスクに鑑み、研究会報告書において、ウォレット事業者に対する規制内容とし て、登録制の導入、内部管理体制の整備、分別管理、仮想通貨流出時の対応方針の 公表、弁済原資の確保、本人確認、疑わしい取引の届出の必要性が指摘されている。 かかる提言を踏まえ、資金決済法に係る改正法案(以下「資金決済法改正法案」とい う。)において、仮想通貨(資金決済法改正法においては「暗号資産」と呼称が変更さ

れる。以下同じ。)の売買等を伴わないウォレット業務についても暗号資産交換業に含まれることされている(資金決済法改正法案第2条第7項第4号)。

6-18:マイニング事業者に対する規制

現状、日本国内において、仮想通貨のマイニング事業自体は禁止されていないが、マ イナーがマイニングによって得た仮想通貨の売買や交換を「業」として行う場合、仮想通 貨交換業に該当するため、仮想通貨交換業登録が必要となる。また、マイニング事業の 中でも、出資者から出資を募り、当該出資を用いてマイニングプールを組成し、当該マイニ ングプールから得られた収益を出資者に分配する仕組みを構築する場合、金融商品取引 法(以下「金商法」という。)上の集団投資スキームに該当する可能性がある(金商法 第2条第2項第5号)。集団投資スキームに該当する場合、マイニングプールへの出資 の募集又は私募を行うに際して、原則として第二種金融商品取引業の登録を受ける必要 がある(金商法第28条第2項第1号、第2条第8項第7号へ)。

#### 6-19:仮想通貨の法規制(国外) 〇米国

米国における仮想通貨の規制状況については、2019年3月末時点においては、複数の規制当局が求める要件を考慮することが必要とされている状況である。以下、それぞれの規制当局のスタンスについて、具体的に記載する。

< SEC >

米国では、仮想通貨の取引自体は基本的には認められているが、金融商品に組み込むことについては、証券取引委員会(SEC)が厳格に規制する方針を掲げている。実際、

SEC はビットコイン ETF の認可に対して慎重な姿勢を貫いており、米国内の多くの投資会 社がビットコイン ETF の上場を SEC に対して申請しているものの、2019 年 3 月末時点にお いては承認されたものはない。しかし、将来的には、仮想通貨を組み込んだ金融商品が SEC に認可される可能性も一部で指摘されており、仮に、ビットコイン ETF が SEC から認 可された場合、機関投資家による仮想通貨投資への参入が加速するとの予想もなされてい る。また、SEC は Initial Coin Offering(以下「ICO」という。)によって発行・販売され たトークン(以下「ICOトークン」という。)の多くは「有価証券」に該当する可能性がある と発表している。仮に、あるトークンが有価証券であると具体的に判断された場合、これを

『ブロックチェーン白書2019』 【第2章】 消費者アンケート調査

第2章

### 2-3:仮想通貨の保有状況

「(2-1で「はい」と回答した方 が対象)仮想通貨の保有状況を 教えてください」という質問に対す る回答結果を図2.3に示す。「保 有したことはない・興味はない」と 回答した割合が73.5%、「保有した ことはないが、興味はある」と回答 した割合が16.9%、「直近1年間 で仮想通貨を保有している」と回 答した割合が7.8%、「直近1年間 では保有していない」と回答した割 合が1.8%を占めた。



# 2-4:仮想通貨の保有意向

「(2-1で「はい」と回答した方 が対象)今後の仮想通貨の保有 意向を教えてください」という質問 に対する回答結果を図2.4に示す。 「保有したくない」と回答した割 合が60.6%、「どちらとも言えない」 と回答した割合が14.0%、「どちら かと言えば保有したくない」と回答 した割合が10.2%、「どちらかと言 えば保有したい」と回答した割合 が8.4%、「保有したい」と回答し た割合が6.8%を占めた。



### 2-5:仮想通貨を保有したくない理由

「(2-4 で「保有したくない」と回答した方が対象)仮想通貨を保有したくない理由を教 えてください」という質問に対する回答結果を図 2.5 に示す。「よく分からないため」と回答 した割合が 45.4%、「投資対象としてハイリスクであるため」と回答した割合が 37.4%、「信 用を担保する裏付けがないと考えているため」と回答した割合が 27.2%、「仮想通貨自体 に怪しいイメージがついてしまっているため」と回答した割合が 24.8%、「値動きが激しく、 こまめに価格を確認する時間がないため」と回答した割合が 23.4%、「世の中に浸透して おらず、決済手段としての利便性が低いため」と回答した割合が 15.0%、「他の金融商 品の方が投資対象として魅力的であるため」と回答した割合が 5.7%、「利益確定した場 合、高い税率が課せられるため」と回答した割合が 3.2%、「その他」が 0.8% を占めた。

#### 4-3:仮想通貨交換業の登録にあたって、最も困難だったこと

「仮想通貨交換業者の登録にあたって最も困難だったことを教えてください」という質問 に対する回答結果を図4.3に示す。「当局対応」と回答した企業が6社、「セキュリティ 対策」と回答した企業が6社、「専門性を備えた人材の確保」と回答した企業が5社、 「コンプライアンス体制の整備」と回答した企業が4社、「事業計画の策定」と回答し た企業が3社、「金融機関との折衝(口座開設など)」と回答した企業が3社、「利用 者保護の枠組み整備」と回答した企業が2社、「内部事務手続き」と回答した企業が1 社、「システム構築」と回答した企業が1社であった。

図4.3:仮想通貨交換業の登録にあたって、最も困難だったこと (複数回答あり)



#### 4-4:セキュリティ対策:社内体制

「実施しているセキュリティ対策の中で、社内体制に関するものについて教えてください」

という質問に対する回答結果を図 4.4 に示す。「情報セキュリティに関する規程・ガイドライン・マニュアルの作成」と回答した企業が7社、「セキュリティ対策室の設置」と回答した 企業が7社、「システムリスクに関する教育訓練の実施」と回答した企業が7社、「ネットワークの監視・モニタリングの実施」と回答した企業が7社、「インシデント発生時における 体制の整備」と回答した企業が7社、「BCP(事業継続計画)の策定」と回答した企業 が7社、「個人情報の取り扱いに関する指針の策定」と回答した企業が7社、「専門性を 備えた人材の確保」と回答した企業が7社、「複数管理者による電子署名の実施」と回 答した企業が5社、「既存株主に対する説明」と回答した企業が4社であった。





第4章



Neufund brings ownership back to the

people. We enhance real-world assets

#### THE FIRST EVER COMPANIES TO

TOUR LINE TIME

設立	2016年9月
本拠地	ベルリン
創業者	Marcin Rudolf / Zoe Adamovicz
株主	Freigeist Capital / Atlantic Labs / Klaas Kersting / Fabian Vogelsteller / Minh Ha Duong / Max Kordek / Phillipp Freise / Michael Jackson
公式サイト	https://neufund.org/

出典:https://neufund.org/



SOLUTIONS -

ST-20 STANDARD

BLOG



ABOUT -DEVELOPERS

CONTACT US

# The Future of Securities.

Polymath enables trillions of dollars of securities to migrate to the blockchain.



SCHEDULE A DEMO

l			

基本情報				
設立	2017年			
本拠地	バルバドス			
創業者	Chris Housser			
株主	ICOにより資金調達			
公式サイト	https://polymath.network/			

Polymathは、資産のトークン化の実現を支援するプラットフォームである。「ST-20」という独自のプロトコルを提供しており、同プラットフォー ム上には、トークン発行者、KYCサービス提供者、開発者、法律の専門家、投資家など、複数の関係者が集まっている。STO実施者は、本プラット フォーム上で「ST-20」プロトコルを利用することによって、コンプライアンスを遵守したうえで、トークンを発行することができる。

10

出典:https://polymath.network/

#### bitFlyer

無料アカウント作成 ログイン . 法人向け 料金 サボート ビットコインとは? チャート・相場

#### 重要なお知らせ

当社は 2018 年 6 月 22 日、金融庁より業務改善命令を受けました。 経営陣以下社員一同は、いただいたご指摘を厳粛に受け止め、真摯に対応をしていく所存でご ざいます。 適正なサービス運営態勢の構築およびご指摘事項の改善に全力を尽くすため、

現在新規のお客様によるアカウント作成を自主的に一時停止しております。

お客様にご迷惑およびご不便をおかけしておりますことを謹んでお詫び申し上げます。 何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。



ログイン



1000	1000	100	100	Diam.
X	参	223	1111	14.4
		10 A B	1	1124.0

	基本情報		
運営企業	bitFlyer		
設立 2014年1月			
住所	東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー8F		
代表者	平子惠生		
公式サイト	https://bitflyer.com/ja-jp/		
	サービス概要		
取扱通貨	BTC / ETH / ETC / BCH / LTC / MONA / LISK		
手数料	販売所 スプレッド / 取引所 0.01%-0.15%		
最低取引単位	最低取引单位 取引所 0.001 BTC / 販売所 0.00000001 BTC		

出典:https://bitflyer.com/ja-jp/







	基本情報	
運営企業	Bitgate	
設立	2010年3月31日	
住所	〒231-0014 神奈川県横浜市中区常盤町2-11 KY常盤町ビル4F	
代表者	黒田真人	
公式サイト	https://www.bitgate.co.jp/	
	サービス概要	
取扱通貨	BTC	
手数料	販売所 スプレッド	
最低取引单位	1,000円	

43

出典:https://main.bitgate.co.jp/

Unauthorized duplication strictly prohibited